

公共施設のあり方

市の公共施設(学校教育施設も含む)は6割以上が築30年を超え、将来的に人口減少や少子高齢化が進むことから、今後、施設のあり方をさまざまな視点で検討するため、どのような考え方をお持ちなのかをお聞きしました。

【学校教育施設以外】

	実施すべき	実施すべきでない	無回答
①施設の多機能化や類似施設の統合	76.0%	13.3%	10.7%
②低利用率の施設、老朽化施設の廃止	77.4%	14.5%	8.1%
③民間施設の利用に対する助成	68.7%	20.8%	10.4%
④維持管理費の抑制	70.2%	20.2%	9.6%
⑤利用料の引き上げや無料施設の有料化	44.6%	46.5%	8.9%
⑥特別な税金を徴収して財源確保	11.9%	78.1%	10.0%
⑦ほかの事業の縮小・廃止により維持・管理費用を捻出	50.7%	39.0%	10.3%

【学校教育施設】

	実施すべき	実施すべきでない	無回答
①学校の統合(※)	59.6%	32.9%	7.5%
②維持管理費の抑制	37.7%	54.3%	8.0%
③ほかの事業の縮小・廃止により維持・管理費用を捻出	49.1%	41.4%	9.5%
④学校教育施設にほかの施設機能を集約し、公共施設の削減	41.6%	49.6%	8.8%

※小学校同士や中学校同士の統合または小学校と中学校の統合
※「実施すべき」は「どちらかといえば実施すべき」を含む。「実施すべきでない」は「どちらかといえば実施すべきでない」を含む

主な施策の満足度・重要度

市の主な施策34項目の満足度・重要度をお聞きしました。不満度が最も高かった「安全で快適な道路の整備」の主な理由は「歩道が狭い(30.8%)」、「車道が狭い(21.2%)」の順となっています。

【満足】上位5施策

施策名	%	前回比
広報『ふじみ』の発行	69.6	6.0 ↓
ごみの減量化・資源化	67.7	8.1 ↓
公園の整備・緑化の推進	63.1	2.3 ↑
健康づくりの推進	60.4	6.8 ↓
放置自転車・違法駐車対策の推進	59.5	10.3 ↑

(「非常に満足」「満足」「やや満足」を合わせた割合)

【不満】上位5施策

施策名	%	前回比
安全で快適な道路の整備	49.8	8.0 ↓
商業の振興	36.1	7.0 ↓
地域防災力の向上	31.7	6.0 ↓
地球温暖化対策	31.1	4.9 ↓
医療サービス体制の充実	30.1	4.1 ↓

(「非常に不満」「不満」「やや不満」を合わせた割合)

【重要】上位5施策

施策名	%	前回比
医療サービス体制の充実	94.8	4.1 ↑
地域防災力の向上	94.2	7.7 ↑
誰もが住みやすいまちづくり	93.9	4.4 ↑
安全で快適な道路の整備	93.7	11.4 ↑
青少年の健全育成・いじめ防止対策	92.3	5.0 ↑

(「非常に重要」「重要」「少し重要」を合わせた割合)

【重要でない】上位5施策

施策名	%	前回比
男女共同参画の社会づくり	23.1	2.5 ↑
市民文化の創造	21.4	0.7 ↑
市民参加・協働の推進	18.1	7.3 ↑
コミュニティ活動の推進	17.9	7.4 ↑
生涯スポーツ・レクリエーションの推進	17.7	1.3 ↑

(「全く重要ではない」「重要ではない」「あまり重要ではない」を合わせた割合)

市で最も魅力ある資源

富士見市で最も魅力ある資源だと思うものを聞いたところ、前回調査よりもポイントは下がりましたが、「川や水田、畑などの自然・農地」が最も高い結果となりました。

	%	前回比
川や水田、畑などの自然・農地	30.6	7.5 ↓
水子貝塚や難波田城跡などの歴史・史跡	20.0	0.0 →
キラリ☆ふじみを中心とした文化芸術	12.0	4.0 ↑
藤、桜、菖蒲やコスモスなどの花	11.4	2.3 ↑
ふるさと祭りなどの祭り	7.5	3.0 ↑
たくさんの方が集い、出会う公園	4.1	0.1 ↓
お囃子、獅子舞などの伝統芸能	1.6	0.1 ↓
「ふわっぴー」などのマスコットキャラクター	1.0	0.2 ↓
ご当地グルメや昔から伝わる食	0.6	0.1 ↓

住みごころ

「住みよい」74.0%
(前回(H27)比1.2ポイント増)

富士見市が住みよい(やや住みよいを含む)と回答した人は全体の74.0%で、前回調査より1.2ポイント増加しました。住みにくい(やや住みにくいを含む)と回答した人は全体の16.3%で、前回調査より1.0ポイント下がりました。

市民意識調査は今回で15回目ですが、「住みよい」と回答する人の割合が徐々に増えています。

主な「住みよい」理由

- 買い物に便利(38.8%)
- 知人や親類がいる(29.2%)
- まわりに緑や公園が多い(27.3%)

	第15回 (平成30年)	第14回 (平成27年)	第13回 (平成24年)
住みよい	74.0%	72.8%	69.9%
住みにくい	16.3%	17.3%	22.8%
無回答など	9.6%	10.0%	7.3%

定住意識

「住み続けたい」77.4%
(前回比1.1ポイント増)

今後も住み続けたい(「ずっと住み続けたい」と「当分の間は住み続けたい」を合わせたもの)と回答した人は全体の77.4%で、前回調査より1.1ポイント増加しました。転居したい(いずれ転居したいを含む)と回答した人は全体の10.9%で、前回調査より0.7ポイント下がっています。

主な「転居したい」理由

- 通勤・通学に不便(31.4%)
- 仕事の関係(22.6%)
- 買い物に不便(17.5%)

	第15回 (平成30年)	第14回 (平成27年)	第13回 (平成24年)
住み続けたい	77.4%	76.3%	75.8%
転居したい	10.9%	11.6%	14.1%
無回答など	11.6%	12.0%	10.1%

調査の概要

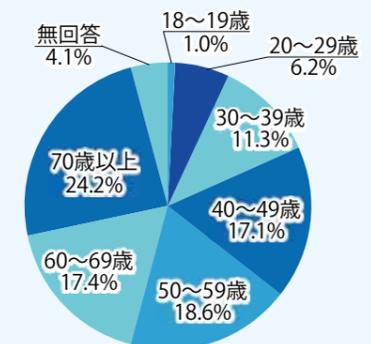
《対象者》市内在住で満18歳以上の男女3,000人(無作為抽出)

《調査方法》アンケート調査票を郵送で配布・回収

《調査期間》平成30年7月4日～7月23日

《回答者の性別》男性：35.2%
女性：61.1%
無回答：3.7%

《回収結果》配布数：3,000票
回収数：1,254票
回収率：41.8%



《回答者の年齢構成》

第15回 市民意識調査

結果のお知らせ

問合せ／政策企画課 ☎ 232

市民の皆さんが日ごろどのような考えを持ち、何を望んでいるかをお聞きし、各種行政施策の基礎資料として活用するため、市民意識調査を実施しました。調査へのご協力ありがとうございました。市民意識調査の詳細な内容は、市役所本庁舎1階「市政情報コーナー」、各公民館・交流センター・図書館、市ホームページなどでご覧いただけます。

※図表の割合数値は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。



パブリックコメント(市民意見提出手続)を実施します

①富士見市自殺予防対策計画(案)

誰もが自殺に追い込まれることのない市の実現を目指し、平成31年度から5年間を計画期間とする「富士見市自殺予防対策計画(案)」を作成しました。この計画(案)に対し、市民の皆さんから意見を募集します。

郵送先／

〒354-8511(所在地は記載不要)富士見市役所障がい福祉課

問合せ／障がい福祉課 ☎335 FAX049-251-1025

②富士見市文化芸術振興基本計画中間見直し(案)

文化芸術を振興し、市民一人ひとりの心豊かな生活と活力あるまちづくりを推進するため、平成26年度に「富士見市文化芸術振興基本計画」を策定しました。

この度、社会情勢の変化や計画に係る文化芸術振興基本法の改正などを受け、計画の見直しを行いました。この見直し(案)に対し、市民の皆さんから意見を募集します。

郵送先／

〒354-8511(所在地は記載不要)富士見市役所地域文化振興課

問合せ／地域文化振興課 ☎251 FAX049-254-2000

【共通事項】

募集期間／2月1日(金)～28日(木)

意見の提出方法／パブリックコメント記入用紙に記入し、郵送、FAXまたは各担当課に直接提出してください。市ホームページからも意見の提出ができます。

計画(案)の閲覧と記入用紙の配布／

市役所本庁舎1階「市政情報コーナー」、各担当課、各公民館・交流センター・コミュニティセンター、ピアザ☆ふじみ、中央図書館、図書館鶴瀬西分館、市ホームページ

※①は健康増進センター、富士見市障がい者相談支援センターでも配布します。

※②はキラリ☆ふじみでも配布します。

注意

意見提出の際は、住所・氏名などの記入が必要です。住所・氏名は公表しませんが、匿名での意見は受け付けません。また、いただいた意見へ個別の回答は行いませんが、検討終了後、意見の内容とそれに対する市の検討結果と理由を公表します。



マイナンバー(個人番号)カードをつくりましょう 申請手続きをお手伝いします(ウェブ申請、証明写真の撮影・提供)

問合せ／市民課 ☎101



通知カード
(個人番号カード交付申請書)



マイナンバーカード

マイナンバーカード
マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された顔写真付きのICチップを搭載したセキュリティ(機密性)の高いカードです。身分証明に利用でき、将来的には各種行政手続きの電子申請などにも利用できます(市では現在住民票などのコンビニ交付サービスは行っていないません)。初回の交付手数料は無料ですので、通知カード(個人番号カード交付申請書)と本人確認書類をお持ちいただき、ぜひ申請してください。

申請のお手伝い (午前9時～11時30分、午後1時～3時30分)

とき	場所
2月20日(水)	南畑公民館
2月22日(金)	水谷公民館

※受付開始の午前9時ごろは混雑が予想されます。

申請のお手伝い
左表のとおり、公共施設で申請のお手伝い(マイナンバー端末によるウェブ申請の補助や証明写真の撮影・提供など)を行います。詳しくはお問い合わせください。
※市民課での申請のお手伝いは3月15日(金)までとなります。



市・県民税の申告

2月18日(月)から申告受付が始まります

問合せ/税務課 市民税係 ☎352

市・県民税申告相談日程表 ～簡易な所得税の確定申告も受け付けます～	
受付時間/市役所会場	午前8時30分～午後3時30分
その他会場	午前9時～午後3時30分
受付日時	会場
2/18(月)～20(水)	市役所 2 階会議室
2/21(木)	水谷東公民館
2/22(金)	水谷公民館
2/25(月)	ふじみ野交流センター
2/26(火)・27(水)	鶴瀬西交流センター
2/28(木)・3/1(金)	みずほ台コミュニティセンター
3/4(月)～15(金)	市役所 2 階会議室
土・日曜を除く。ただし、3/10(日)は受け付けます。	
※受付開始前は会場に入れない場合があります。	
※市役所 (2/18(月)・19(火)、3/4(月)・10(日)・11(日)) と鶴瀬西交流センター、みずほ台コミュニティセンターの初日は特に混雑が予想されます。	
※市役所以外の会場は車での来場はご遠慮ください。	

市・県民税の申告を左表の日程で受け付けます。また、簡易な所得税の確定申告も受け付けます。

詳しくは、広報『ふじみ』1月号、市ホームページ、1月中旬に送付している「申告の手引き」をご覧ください。

次の申告は川越税務署へ

- 青色申告
- 土地・建物・株式の譲渡
- 退職・先物取引等分離課税申告
- 住宅借入金等特別控除
- 認定住宅・特定増改築・住宅特定改修・住宅耐震改修にかかる控除申告

●災害関連の控除申告

●特定支出控除の申告

●更正の請求、修正申告、過年の申告

※給与や年金の源泉徴収票、報酬などの支払調書がない方の確定申告も市では受けられません。川越税務署へ連絡し、申告してください。

お間違いなく

- 所得税の確定申告に関することは川越税務署へ
☎049-235-9411
(自動音声案内)
- 市・県民税の申告に関することは税務課市民税係へ



市民総合体育館の指定管理者が決定しました

問合せ/生涯学習課 ☎636

公の施設の指定管理者候補者審査委員会の審査・選定の後、平成30年12月市議会の議決を経て、指定管理者を決定しました。

指定管理者名	指定期間
富士見 FT パートナース 代表：(株)フクシ・エンタープライズ 構成：(株)東急コミュニティー	2019年4月1日～ 2024年3月31日



川越税務署からのお知らせ

所得税などの確定申告はお早めに

確定申告会場の開設期間
2月18日(月)～3月15日(金)

納付期限 / 3月15日(金)

期限までに納付書を添えて金融機関または川越税務署で納付してください。

納付書は金融機関や税務署にあります。また、納税には安全、便利な振替納税をご利用ください。

振替口座からの引落日
4月22日(月)

川越税務署の相談時間など
午前9時～午後4時(土・日曜、祝日を除く)

※2月24日(日)、3月3日(日)は確定申告の受付を行います(現金納付・納税証明書発行などの窓口業務は行いません)。

※詳しくは、広報『ふじみ』1月号をご覧ください。

問合せ/川越税務署
☎049-235-9411
(自動音声案内)



平成31年度学校体育施設の利用

問合せ／生涯学習課 ☎633

年間を通して、市内小中学校の体育館・校庭などを学校教育に支障のない範囲で、登録団体に開放しています。利用を希望する団体は次の手続きが必要です。

団体登録の手続き方法

①平成31年度も継続して利用登録する団体

3月1日(金)までに団体登録申請書を生涯学習課に提出し、左記「登録団体全体調整会議」に出席してください。

※今年度限りで活動を中止・休止する場合は必ずご連絡ください。

②新規登録団体

2月28日(木)までに生涯学習課へ連絡し、左記「新規登録団体説明会」と「登録団体全体調整会議」に必ず出席してください。

新規登録団体説明会 (②のみ対象)

とき／3月4日(月)午後7時

場所／教育委員会会議室

登録団体全体調整会議 (①②が対象)

とき／4月10日(水)午後7時(午後6時30分開場)

場所／市民総合体育館柔剣道場

注意事項

- 各小中学校の体育館でサッカー、フットサルはできません。
- 少年団体(中学生以下)が夜間に利用する場合は、団員の保護者の同意が必要です。
- 営利を目的とした団体は利用できません。
- 改修や修繕などで利用できない場合もあります。



高齢者に多い消費者トラブル

問合せ／消費生活センター ☎049-252-7181

高齢者には「お金」「健康」「孤独」の3つの不安があると言われ、悪質な業者はその不安につけこみます。親切にして信用させたり、不安をおったりしながら、あなたの大切な財産を狙っています。

高齢者は在宅していることが多く、電話や訪問勧誘による被害に多いのが特徴です。悪質商法の手法を知って、被害にあわないようにしましょう。困ったとき、心配なときは、すぐに消費生活センターに相談してください。

【消費者へのアドバイス】

- 「電話勧誘販売」や「訪問販売」は突然やってきます。必要のない勧誘は「必要ありません」ときっぱり断ることが大切です。
- 「今だけ無料」「今日なら安い」と、

今すぐの契約を求められても、まず家族や信頼できる人に相談しましょう。急がずに落ち着いて考える時間をすることが大切です。

●高齢者のみの世帯は特に狙われやすいので注意しましょう。

●留守番電話を設定しておくことも、被害を防ぐ方法の一つです。

●身に覚えのない登録や請求は詐欺である可能性があります。記載されている電話番号に電話したり、URLにアクセスしてはいけません。

困ったときはすぐに消費生活センターにご相談ください。
相談日／月～金曜
相談時間／午前10時～正午、午後1時～3時30分



こんな手口があります

点検商法

「無料点検」と言って家に訪ねて来た業者が不安をあおり、高額な工事を勧誘します。「無料」であることを強調して勧誘され、最終的に商品やサービスを購入させられる商法です。

訪問購入

不用品を買い取るという業者に高価な指輪やアクセサリを安価で無理やり買い取られる商法です。

還付金詐欺

市役所、税務署などの公的機関の職員を名乗る者に医療費や税金などの還付手続きのように装われ、お金をだまし取られる詐欺です。

ワンクリック詐欺

インターネット上で身に覚えのない登録画面と解約のための電話番号が表示され、連絡すると高額な金額を解約料として請求される詐欺です。